

地域貢献活動に対する評価について

1 対象

秋田県物品の製造の請負、買い入れ等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出日までの1年間に行った地域貢献活動について評価します。

2 対象行為

評価の対象となる地域貢献活動は、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次に掲げる活動とします。

(1) クリーンアップ活動

道路や公園など公共施設の清掃活動など、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動とします。

(2) 植林・植栽活動

CO₂軽減のための植林や通学路へのフラワーポットの設置、公園・学校等の花壇への花や緑を植栽する環境美化などの活動とします。

(3) インターンシップの受入れ

学校、教育委員会等からの依頼を受けて、学生・生徒を受け入れ、受け入れ期間中に受入企業の責任のもとで自社の従業員等が指導を行い、学生・生徒の望ましい職業観の育成や建設産業への関心を深めるなどインターンシップに企業として協力する活動とします。

(4) 地域の安全・安心への協力活動

交通安全運動、通学路パトロールへ、子ども110番への協力、子ども避難所の設置など地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動とします。

(5) その他知事が認めた活動

献血への協力、施設へ備品や機材などの寄付、スポーツ大会への後援・協賛、災害地への募金協力、自らで除雪作業を行うことができない近隣住民宅のボランティア除雪活動など上記(1)から(4)に属さない活動とします。

※(1)～(5)について、それぞれの項目ごとに評価し加点しますが、同じ項目について複数回実施しても点数は同じです。

3 加点対象として認めるための条件

地域貢献活動を行った場合であっても、発注者別評価点の加点対象となるものは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとします。

(1) 自主的な非営利の活動であること

無償又は実費で行う場合は加点対象としますが、営業活動である場合は対象にはなりません。

(2) 企業としての取組であること

被災地の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員や会社の役員等が個人的に参加した場合は加点対象にはなりませんが、会社全体として取り組んでいる場合には加点対象とします。

- (3) 実際の活動実績があり、地域に貢献する活動であると認められること
地元地域のために行う活動で、地域住民から高い評価を得るなど、地域貢献活動として社会的に認められる活動である場合は加点対象とします。
- (4) 活動内容が客観的に確認できること
活動に対する関連団体等の証明書は添付しなくても構いませんが、活動内容が具体的に確認できる資料（広報誌、写真等）は添付してください。

4 その他

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は加点対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、加点をしない、又は取り消す場合がありますので注意してください。

なお、虚偽の申請があった場合は、「秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱」第10条（資格者の決定の取消し及び効力の停止）により、資格者の決定を取り消され、その後1年間を経過するまで物品供給業者登録申請をすることができなくなりますので、注意してください。